（別記様式９－２）

法第７８条の２第４項各号および第１１５条の１２第２項各号に

該当しないことを誓約する書面

　　　　年　　月　　日

　鯖 江 市 長 殿

所在地

申請者

名　称

代表者名

住　所

　申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

|  |
| --- |
| 【介護保険法第７８条の２第４項】  １　申請者が法人でないとき。  ２　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第７８条の４第１項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第４項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。  ３　申請者が、第７８条の４第２項又は第４項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。  ４　当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。  ５　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  ５の２　申請者が、健康保険法、船員保険法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法又は厚生年金保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（以下この号、第７９条第２項第４号の２、第１１５条の１２第２項第５号の２及び第１１５条の２２第２項第４号の２において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて（当該処分をうけた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第７９条第２項第４号の２、第１１５条の１２第２項第５号の２及び第１１５条の２２第２項第４号の２において同じ。）を引き続き滞納している者であるとき。  ６　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。  ６の２　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。  （裏）  ６の３　申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。  ７　申請者が、第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７８条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第７８条の８の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないものであるとき。  ８　申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。  ９　申請者の役員等のうちに次のイからニまで又はヘ（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者の役員等にあっては、次のイからハまで、ホ又はへ）のいずれかに該当する者があるとき。  イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  ロ　第５号又は前号に該当する者  ハ　この法律、船員保険法、国民健康保険法又は国民年金法の定めるところにより納付義務を負う保険料（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下このハ、第７９条第２項第８号ハ、第８６条第２項第７号ハ、第１１５条の１２第２項第９号ハ及び第１１５条の２２第２項第８号ハにおいて「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべて（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第７９条第２項第８号ハ、第８６条第２項第７号ハ、第１１５条の１２第２項第９号ハ及び第１１５条の２２第２項第８号ハにおいて同じ。）を引き続き滞納している者  二　第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないもの  ホ　第７８条の１０（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないもの  ヘ　第７号に規定する期間内に第７８条の５第２項の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）又は第７８条の８の規定による指定の辞退をした法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前６０日以内にその役員等であった者で当該届出又は指定の辞退の日から起算して５年を経過しないもの  【介護保険法第１１５条の１２第２項】  １　申請者が法人でないとき。  ２　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第１１５条の１４第１項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第４項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。  ３　申請者が、第１１５条の１４第２項又は第４項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。  ４　当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。  ５　申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  ５の２　申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料のすべてを引き続き滞納している者であるとき。  ６　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第１１５条の１９（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。  ６の２　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第１１５条の１９（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。  ６の３　申請者と密接な関係を有する者が、第１１５条の１９（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く  ７　申請者が、第１１５条の１９（第２号から第５号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第１１５条の１５第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。  ８　申請者が、指定の申請前５年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。  ９　申請者の役員等のうちに次のイからニまで又はヘ（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者の役員等にあっては、次のイからハまで、ホ又はヘ）のいずれかに該当する者があるとき。  イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者  ロ　第５号又は前号に該当する者  ハ　保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者  （裏）  ニ　第１１５条の１９（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないもの  ホ　第１１５条の１９（第２号から第５号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しないもの  ヘ　第７号に規定する期間内に第１１５条の１５第２項の規定による事業の廃止の届出をした法へ（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前６０日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して５年を経過しないもの |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役員等名簿 | | |
| (ふりがな)  氏　　名 | 生年月日 | (ふりがな)  住　　所 |
| 役職名・呼称 | TEL　　　　　　　　　　　FAX |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |
|  |  |

備考　当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）および事業所を管理する者について記入してください。